

# 会員交流会(化学・材料グループ)開催

## 「化学分野における中国実用新案制度の活用法」

12月11日(於:住友クラブ)開催の化学・材料グループの会員交流会では、在中国8年で活躍中の西内盛二弁理士が「化学分野における中国実用新案制度の活用法」と題して講演、グループリーダー河野広明弁理士の司会で参加者12人が議論しました。講演と議論の概要を以下に記します。

- ①**件数**: 実用新案(74万件/年)がトップで活用拡大。意匠(66万件)・特許(65万件)。
- ②**実用新案出願**: 中国出願人(99.2%)が牽引。外国出願人(0.8%)、伸び+40%と大。
- ③**化学分野(Cセクション)動向**: 実用新案(2.4万件)より特許(7.9万件)の方が多い。
- ④**知財訴訟**: 激増(+25~40%/年)。2011年全体で6万件(特・実・意7,800件、著作権3.5万件、商標1.3万件)。うち外国企業は1,300件。取下げと仲裁で70%。外国籍が訴えられるのは0.2%と少ない。賠償額は平均130万円と少額(訴訟費用と同程度)。
- ⑤**維持率**: 中国権利者は放棄が早い。3年後の放棄率: 実用新案55%、意匠70%。
- ⑥**実用新案の制度の特徴**: 「方法」「材料」は保護対象ではない。出願から登録まで4~5か月と速い。進歩性の判断基準が緩い。無効審決の維持率は30%以上と高い。
- ⑦**明細書の書き方**: 補正命令や審査意見通知書を受け取らない書き方が重要。例えば、定型部分ではできる限り審査指南通りの表現を用いる、等々の留意が必要。

会員からの発言とそれに対する質疑応答では、以下のような論点がありました。

- 訴えられた場合、時間稼ぎ(～侵害訴訟の中止)のため答弁期間中(15日間)に無効審判を準備する。すなわち技術評価書の複写を請求(法改正で入手可能に)など。
- 省・市など行政が出願を奨励するため、補助金を出す。PCTだと一か国~100万円の額。外国企業の現地の子会社も可。補助金目当ての質の悪い実用新案もある。
- 代理人手数料は二重価格になっている。外国籍向けは中国籍向けの4~5倍。

**【次回の予定】** 化学・材料グループ: 2月12日(水) 14:00~17:00

「他社特許監視体制」のテーマで議論の予定です。

なお、電気・機械グループは、1月16日(木) 14:00~17:00に、「米国知財対策」のテーマで議論の予定です。

※会員交流会には、いつでも参加できます。ご希望の会員は当協会の事務局にご連絡ください。